

2 基本方針Ⅱ：自然環境の保全・再生

奥羽山脈から仙台湾，それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます

(1) 基本方針

○みどりの保全・再生・創出により生物多様性の保全や低炭素都市づくりを進めます

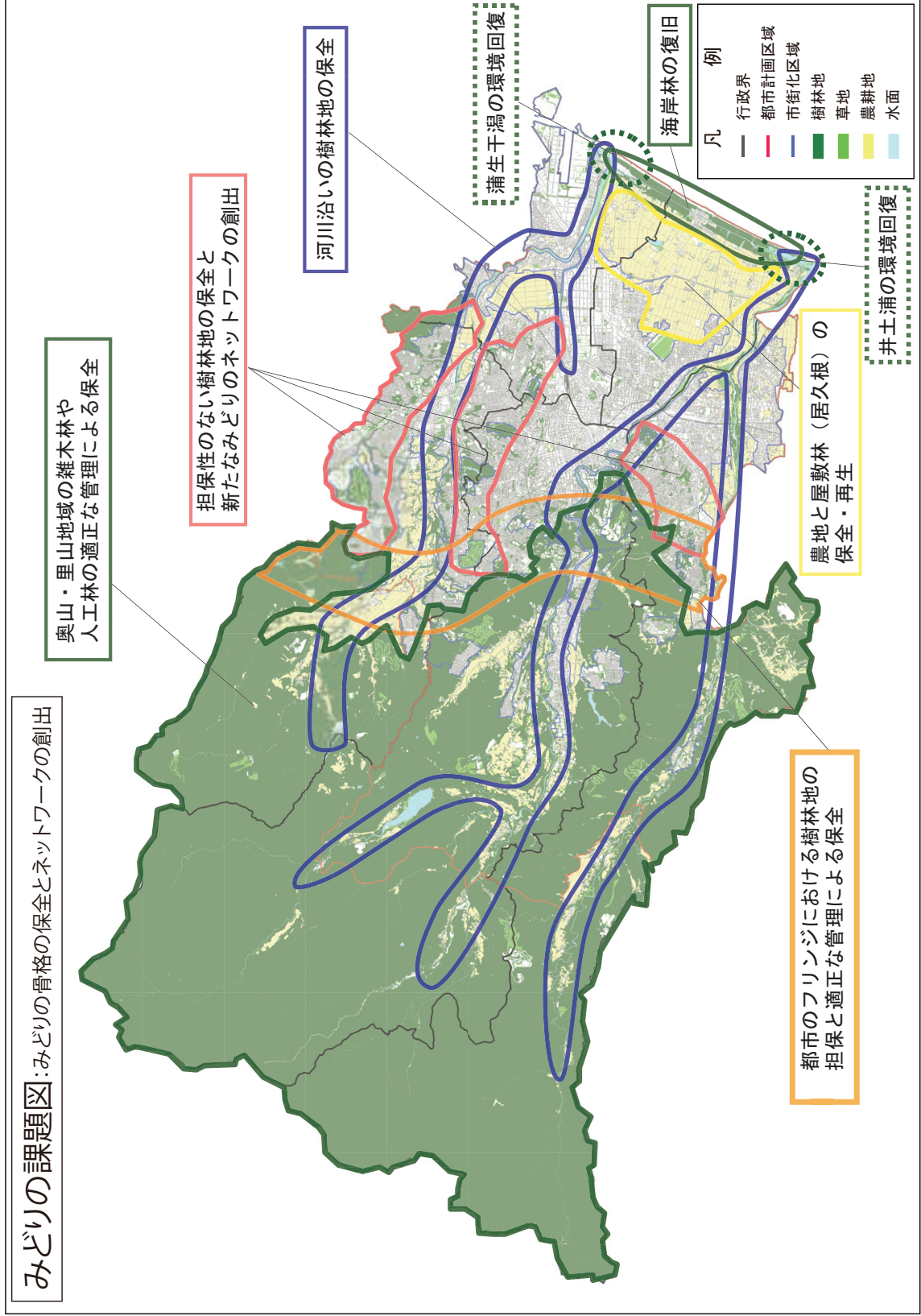
- ・樹林地の適正な管理により，二酸化炭素の固定・吸収機能を向上させます。
- ・連続性に配慮したみどりの配置により，生態系のネットワークを形成します。
- ・生物の生息・生育に配慮したきめ細かいみどりの管理を行います。
- ・生物相が希薄なところでは，生物生息・生育環境の確保や郷土種の積極的な活用に努めます。
- ・仙台湾沿岸地域のみどりを再生します。

○担保性のあるみどりを増やします

- ・法律や条例の制度により，みどりの骨格となる樹林地，河川，農地，ため池，干潟などの自然環境について，その連続性に配慮して保全します。
- ・市街化区域内の樹林地について，樹林地の評価を行い，優先的に保全が必要な箇所については，土地所有者の協力を得ながら，法律や条例による地域制緑地の指定を進めます。
- ・緑化計画協議や開発指導により既存の樹林地の保全を促進します。

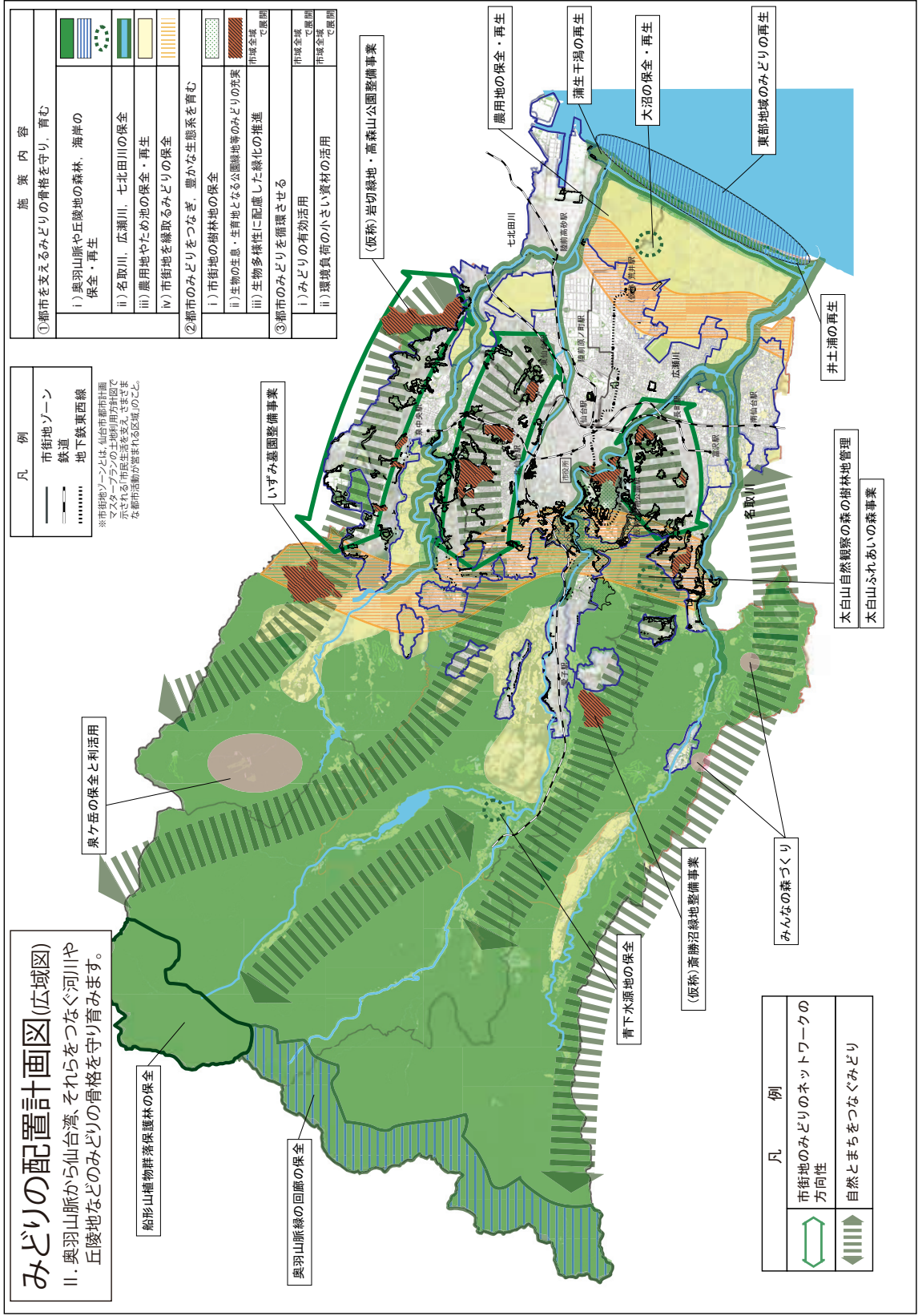
(2) みどりの課題図

■図表Ⅱ-2-5 みどりの課題図

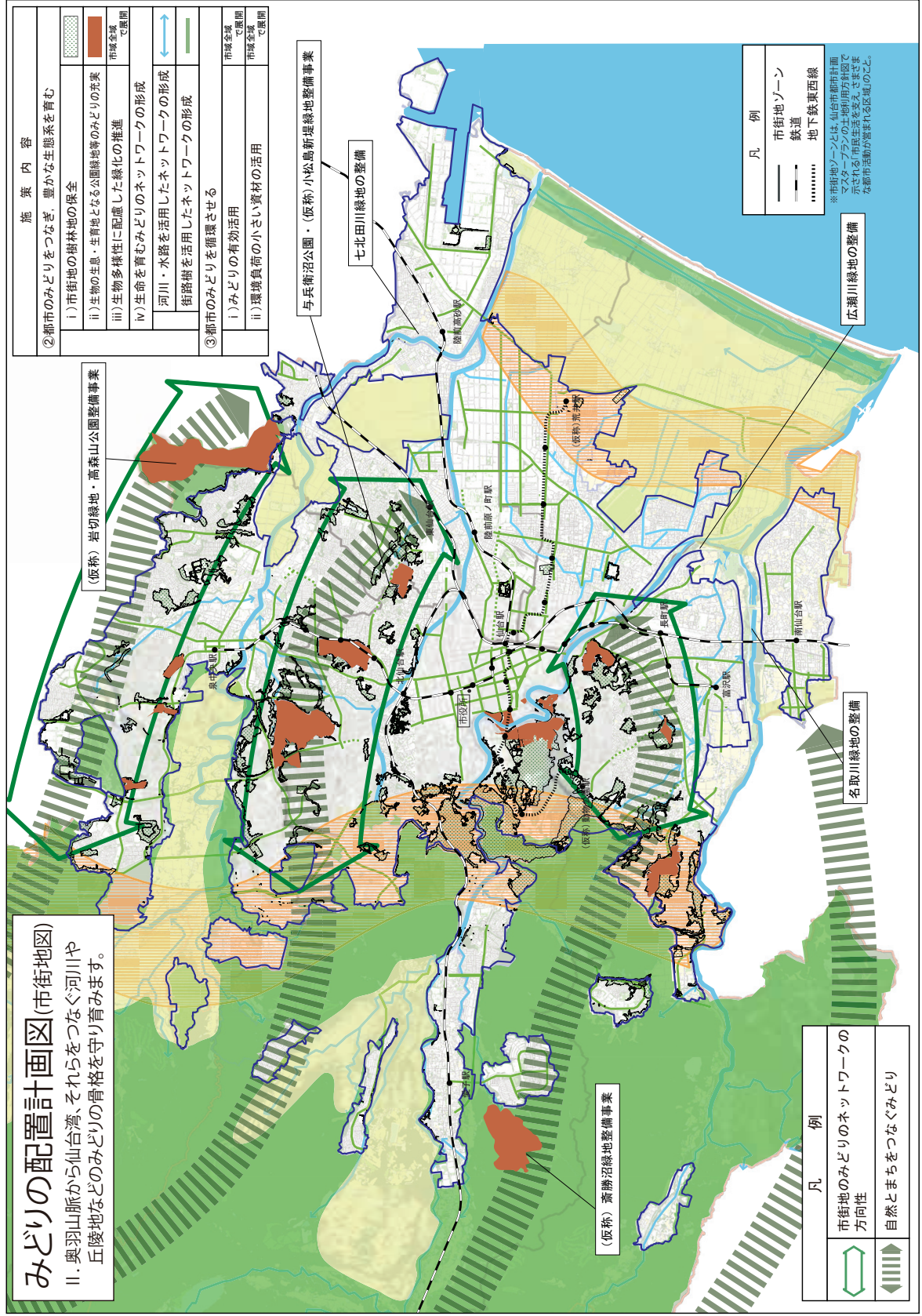


(3) みどりの配置計画図

■図表II-2-6 みどりの配置計画図(広域図)



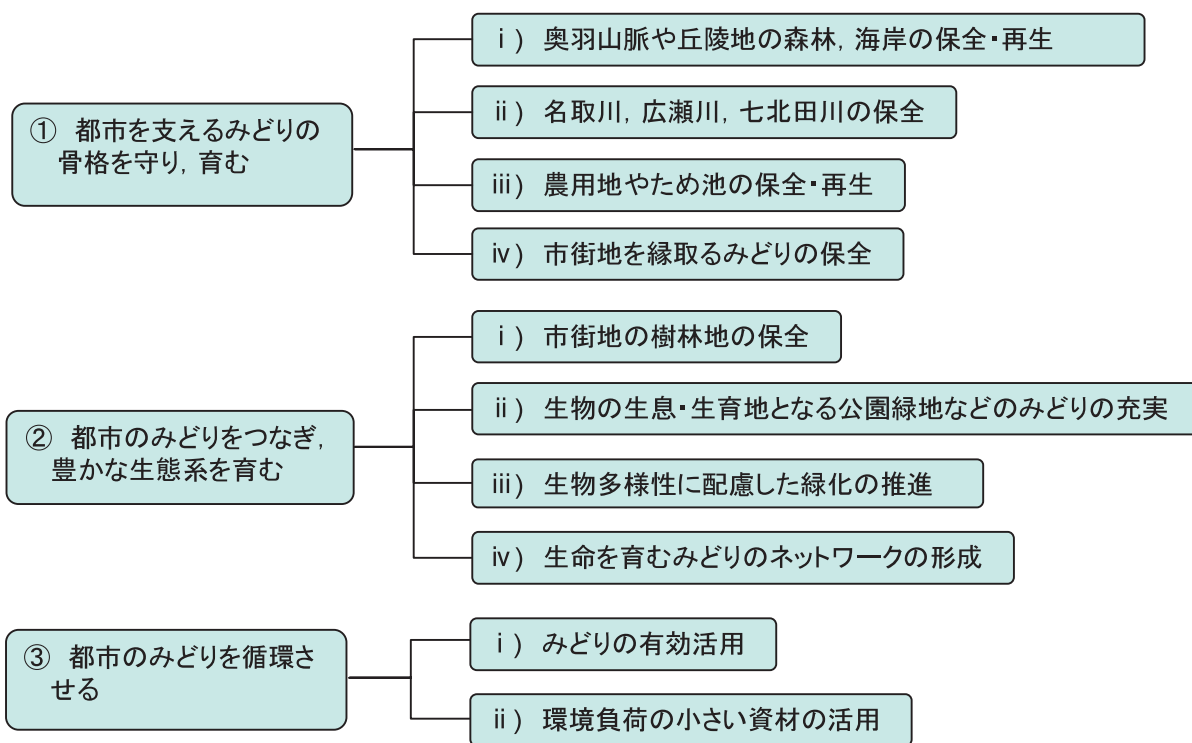
■ 図表Ⅱ-2-7 みどりの配置計画図(市街地図)



(4) 施策体系, 主な事業・取組一覧

基本方針Ⅱ:自然環境の保全・再生

奥羽山脈から仙台湾, それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます



主な事業・取組一覧表

① 都市を支えるみどりの骨格を守り, 育む

i) 奥羽山脈や丘陵地の森林, 海岸の保全・再生	
法律, 条例などによる森林・海岸の保全	保安林(森林法), 県立自然公園(自然公園法), 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域(宮城県自然環境保全条例), 天然記念物(文化財保護法など), 土地利用調整制度, 環境影響評価制度
森林整備と適正な管理	国県有林(自然休養林含む)の育成, 市有林造林育林事業(再掲), 民有林振興事業(再掲), 海岸林の再生(再掲), 海岸林や干潟の保全・再生, 森林病虫害対策事業(再掲), いずみ墓園整備事業, 青下水源地の保全
ii) 名取川, 広瀬川, 七北田川の保全	
法律, 条例などによる水環境の保全	河川区域・河川保全区域(河川法), 水質保全区域・環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)
健全な水環境の保全と回復	河川改修事業(再掲), 雨水浸透事業, 下水道処理水の活用
iii) 農用地やため池の保全・再生	
農用地やため池の保全・再生	農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)内農地の保

	全・再生, 大沼の保全・再生
iv) 市街地を縁取るみどりの保全	
法律, 条例などによる森林・田園の保全	県自然環境保全地域・緑地環境保全地域(宮城県自然環境保全条例)(再掲), 土地利用調整制度(再掲), 環境影響評価制度(再掲), 特別緑地保全地区・緑地保全地域・市民緑地, 保全配慮地区など(都市緑地法), 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)(再掲)
森林の適正な管理	国県有林(自然休養林含む)の育成(再掲), 市有林造林育林事業(再掲), 民有林振興事業(再掲), 森林病虫害対策事業(再掲), いずみ墓園整備事業(再掲)

② 都市のみどりをつなぎ, 豊かな生態系を育む

i) 市街地の樹林地の保全	
法律, 条例などによる樹林地の保全	風致地区(都市計画法), 特別緑地保全地区・緑地保全地域・市民緑地, 保全配慮地区など(再掲), 保存緑地(杜の都の環境をつくる条例), 太白山ふれあいの森事業, 開発などにおける樹林地保全の検討, 公共・民間施設における緑地保全協定の締結, 樹林地カルテの作成
ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実	
公園緑地などにおける自然環境に配慮した整備と管理	(仮称)斎勝沼緑地整備事業, 与兵衛沼公園・(仮称)小松島新堤緑地整備事業, (仮称)岩切緑地・高森山公園整備事業, 河川緑地整備事業, 太白山自然観察の森の樹林地管理, 公園緑地における樹林地管理
iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進	
生物多様性に配慮した緑化の推進	郷土樹種 <small>きょうどじゆしゆ</small> を利用した緑化樹木の利用推進, 多層緑化 <small>たそうりよつか</small> の推進, ビオトープ創造推進事業
iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成	
街路樹や河川などによるネットワークの形成	道路緑化事業(再掲), 道路法面の緑化, 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業, 河川改修事業による多自然川 <small>たしぜんかわ</small> づくり, 河川・水路沿いの樹林地の保全

③ 都市のみどりを循環させる

i) みどりの有効活用	
みどりの有効活用	みどりのリサイクル, 花と緑のおゆずり情報バンク
ii) 環境負荷の小さい資材の活用	
環境負荷の小さい資材の活用	公園整備などにおける再生材の利用, 公共施設などにおける地域材の利用推進

(5) 各施策について

① 都市を支えるみどりの骨格を守り、育む

i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生

みどりの骨格となる西部の森林地域は、法律や県条例の制度により、地域制緑地に指定し、保全します。また、平成 16 年に制定した本市独自の「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」により、郊外部における適正な土地利用を誘導します。

また、国有林や公有林ではスギ・ヒノキ林の間伐^{かんぼう}などによる森林整備を行うとともに、松くい虫被害やナラ枯れ被害対策を進め、健全な森林の育成を図ります。また、私有林でも国の補助事業や助成制度を活用し、森林整備を推進します。

東日本大震災により被災した海岸林は多様な樹種の活用や盛土による植栽基盤の改良により再生します。また干潟については、自然の復元力を活かした再生を図ります。



二口峡谷



蒲生干潟（震災前）

ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全

みどりの骨格となる河川は法律や条例により、水環境を保全します。

特に「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域及び水質保全区域の指定により、広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖とみどりが調和する景観を保全し、工場などの排水の水質規制により、良好な水質を保全します。

また、健全な水循環の保全を図るため、雨水浸透ます・雨水貯留タンクの普及を図るとともに、舗装工事などにおいて透水性に配慮します。



広瀬川の景観

iii) 農用地やため池の保全・再生

東日本大震災により浸水被害を受けた東部に広がる農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、震災後の新たな土地利用計画と調整し、農用地等として再生を図ります。

また、ため池や農業用水路なども併せて保全を図ります。



東部に広がる田園地帯（震災前）

iv) 市街地を縁取るみどりの保全

市街化区域の周辺部にある里山や田園については、自然環境や都市景観上、重要なみどりとして、法律や条例の制度を活用し、保全を図ります。

また、市民協働により、森林の保全活動などを実施し、みどりの機能を向上させます。

② 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

主な緑地保全制度の概要(主に樹林地の保全)

○特別緑地保全地区

根拠法令など：都市緑地法第12条

概要：都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度

実績：蕃山特別緑地保全地区 約81ha（平成9年6月指定）

○緑地保全地域

根拠法令など：都市緑地法第5条

概要：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的穏やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度

実績：なし

○市民緑地

根拠法令など：都市緑地法第55条

概要：土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度

実績：卸町二丁目市民緑地 約0.12ha（平成22年12月契約）

○風致地区

根拠法令など：都市計画法第8条

概要：樹林地や水辺地などの良好な自然的景観や良好な市街地を形成している土地において、行為の規制により、建築行為など一定の土地利用との調和を図りながら保全し、都市の風致の維持を図る制度

実績：8箇所（大年寺，八木山，愛宕山，霊屋，大崎八幡，北山，台原，安養寺）270.9ha

○保存緑地

根拠法令など：杜の都の環境をつくる条例第11条

概要：市街地及びその周辺に分布する樹林地，水辺地，社寺林など良好な緑地において，建築行為など一定の行為を制限することで，緑地の保全を図る制度

実績：46箇所，662.17ha

○環境保全区域

根拠法令など：広瀬川の清流を守る条例第8条

概要：広瀬川の流水域及びこれと一体をなして良好な自然的環境を形成していると認められる区域について，建築行為などの規制による保全と緑化の推進により，広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖とみどりが調和する景観を守る制度

実績：特別環境保全区域 263ha

第一種環境保全区域 273ha

第二種環境保全区域 47ha

合計 583ha

i) 市街地の樹林地の保全

市街地内の樹林地について、自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテを作成し、現況を把握するとともに、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域などの様々な制度の活用により、保全を図ります。

既に指定している都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、杜の都の環境をつくる条例の保存緑地などについては継続的に保全し、保存緑地については、法律の制度への移行を目指します。

また、開発時に全ての既存樹林が喪失しないように既存樹林の一部を保全するための開発指導などについて検討を進めます。

特別緑地保全地区等による保全の方針

1 特別緑地保全地区の指定について

市街地における貴重な動植物の生息・生育空間となる樹林地を保全するために指定します。また、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地に指定されている地区についても順次特別緑地保全地区へ移行します。

2 施設の整備について

基本的には現状の保全を優先し、樹木の伐採や造成が伴う散策路や休憩場所などの整備は、極力行わないこととします。立ち入り防止柵や土留めの設置など管理上必要な整備を行います。

3 土地の買入れと買入れた土地の管理について

買入れについては百年の杜づくり推進基金を活用するなど、樹林地の公有地化を進めていきます。

また、買入れた土地については、生物生息空間確保のための^{かんぼう}間伐や下草刈などの適切な樹林地管理、散策や休憩などのレクリエーション利用のための公開など、樹林地の特性によって管理方針を適宜定めることとします。

4 その他の方針について

一団となった屋敷林（^{いぐね}居久根）や社寺林などにおいて、その利用や管理について関係権利者などと協議を行いながら地区指定について検討します。必要に応じて管理協定や市民緑地などの制度を活用し、よりよい樹林地管理を行っていきます。



蕃山特別緑地保全地区

ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実

市街地や周辺地区の樹林地の自然環境を有する公園緑地を生物の生息・生育の拠点として、整備します。

自然環境が豊かな「(仮称) 斎勝沼緑地」や「(仮称) 岩切緑地・高森山公園」などでは自然環境に配慮した整備を行うとともに、利用促進を図ります。

また、公園緑地内の樹林地については、継続的に維持管理を行うとともに、各公園に応じた「樹林地管理手法」について検討を行います。



(仮称) 斎勝沼緑地



(仮称) 岩切緑地

iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進

公園整備、緑化助成や植樹イベントなどにあたっては、地域の植物相に配慮した樹種の選定や紹介を行うとともに、高木、低木、草本などを組み合わせた緑化を推進します。

■ 図表Ⅱ-2-8 郷土樹種の例

	落葉広葉樹	常緑広葉樹	常緑針葉樹
高木性樹種	アカシデ、イタヤカエデ、イヌシデ、イロハモミジ、ウメモドキ、エゴノキ、エノキ、カツラ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、コブシ、トチノキ、ナナカマド、ハクウンボク、ハルニレ、ミズナラ、ヤマザクラ、ヤマハンノキ、ヤマボウシ、リョウブ	アラカシ、シラカシ、シロダモ、ソヨゴ	アカマツ、モミ、クロマツ
中低木性樹種	ニシキギ、マユミ、ガマズミ、オトコウゾメ、ツリバナ	アオキ、アセビ、イヌツゲ、ヒサカキ、マサキ、ヤマツツジ、カクレミノ、ヤブツバキ	

※地域の自然環境や自然景観の保全するため、在来種の活用に配慮します。その他、敷地規模・立地や社会環境などの植栽条件を考慮して、樹種の選択を行う必要があります。

また、郷土種の苗木は、地元で採取した種子から育苗したものが望ましいです。

iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成

みどりの骨格を結ぶ広域的なネットワークの形成・充実を図ります。

また、街路樹や河川・水路を活用して、市街地のみどりをつなぐネットワークを形成します。



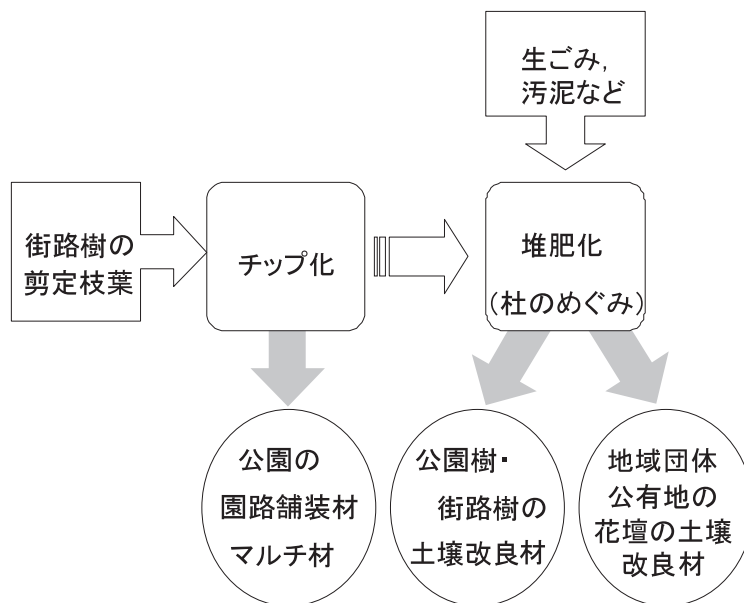
多自然川づくりの事例（花輪川）

③ 都市のみどりを循環させる

i) みどりの有効活用

市民同士で樹木、球根、種子などをゆずりあう「花と緑のおゆずり情報バンク」などのみどりの再利用を進めるとともに、公園緑地の剪定枝や刈草の堆肥化などによるみどり資源のリサイクルを進めます（図表Ⅱ-2-9）。

■図表Ⅱ-2-9 杜のめぐみの製造及び活用の模式図



※本市ではみどりのリサイクルの一環として剪定枝チップを堆肥化し、公園整備や街路樹植栽などの公共事業で活用する他、公園や道路などの公有地で花壇づくりを行う団体などへ配布しています。

ii) 環境負荷の小さい資材の活用

都市公園の整備などにおける環境負荷の小さい再生材の使用や農林業の振興や二酸化炭素の固定吸収に寄与する積極的な地域材の使用などにより、環境へ配慮します。



地域産材を活用した木造建物の事例（八木山動物公園ビジターセンター）

(6) 市民・市民活動団体・事業者の役割

① 都市を支えるみどりの骨格を守り、育む

- ・地域の自然を学び、環境保全に対する意識を高めます。
- ・樹林地や河川、農地、ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・土地所有者は、地域制緑地の指定に協力し、みどりの保全に努めます。
- ・森林所有者は、森林の適正な管理に努めます。
- ・開発事業者は、既存の樹林地を保全するなどの自然環境の保全に配慮します。
- ・天水桶などを導入し雨水をそのまま流さずに利用するよう努めます。
- ・過剰な地下水の汲み上げを避け、地下水の保全に努めます。

② 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

- ・土地所有者は、地域制緑地の指定に協力し、みどりの保全に努めます。
- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。
- ・開発事業者は、既存の樹林地を保全するなどの自然環境の保全に配慮します。
- ・家庭や事業所などで、郷土種の活用、^{たそりよっか}多層緑化やビオトープづくりなどにより、多様な生物の生息・生育に配慮します。
- ・街路樹や水路の維持管理に協力します。

③ 都市のみどりを循環させる

- ・落ち葉の有効活用に努めます。
- ・不要になった庭木等は、市民同士でゆずりあう等、有効活用を図ります。
- ・地域材の積極的な活用を推進します。